

令和5年度 第1回 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会



埼玉県及び埼玉上尾メディックスバレーボールチームとの連携による部活動地域移行モデル事業
(令和5年1月から3月まで) 於:上尾市立原市中学校

令和5年5月23日(火)

— 夢を育み 未来を創る 上尾の教育 —



上尾市教育委員会



目次

【資料 1】上尾市における地域クラブ活動実施の基本構想について（案）	・・・p. 1
【資料 2】地域クラブ活動モデル事業の実施について（案）	・・・p. 2
【資料 3】令和5年度 事業計画について（案）	・・・p. 3
【参考資料①】上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例	・・・p. 5
【参考資料②】部活動の現状とこれからの学校部活動について ～「部活動の地域 連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行」へ向けて～	・・・p. 8
【参考資料③】上尾市における令和4年度の実績	・・・p.16

.....

【別冊資料①】上尾市立中学校における部活動地域移行検討報告書～令和4年度～

【別冊資料②】埼玉県及び埼玉上尾メディックスバレーボールチームとの連携による部活動地域移行モデル事業

【別冊資料③】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

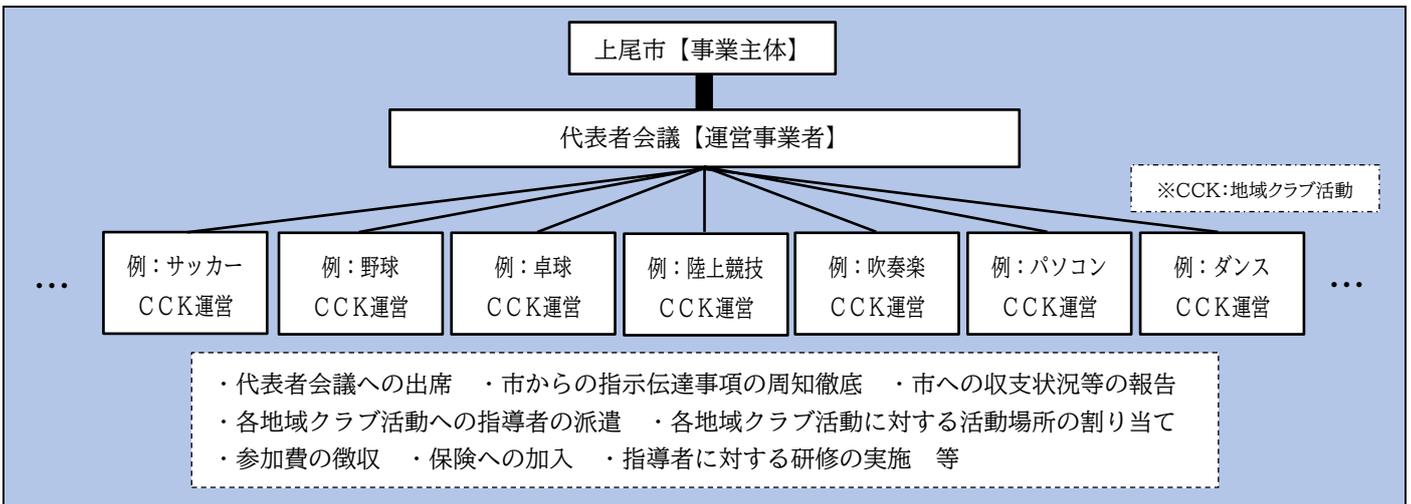
上尾市における地域クラブ活動実施の基本構想について（案）

令和5年5月

1 基本構想

- (1) 令和8年度より、上尾市立中学校の休日の部活動は、地域クラブ活動に移行する。
※上尾市における「地域クラブ活動」は「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づいた活動を行うクラブチームとする。なお、平日の部活動は、現状の教員による運営体制を維持する。
- (2) 地域クラブ活動の実施に当たり、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体を募る。
- (3) 各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体は、地域クラブ活動を運営する。
※複数の中学校の生徒を参加対象とした合同での地域クラブ活動の実施も可とする。
- (4) 市は、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体の業務管理者（代表者）を集めた「代表者会議」を設置し、運営事業者としての管理を行う。
- (5) 地域クラブ活動に参加する場合、生徒は参加費を支払う。

2 イメージ図



3 構想の実現に向けて（主な検討・検証事項）

- (1) 代表者会議（運営事業者）の設置等に関する検討
 - ・NPO法人等の立ち上げ、コーディネーターの導入、民間委託実施等の検討
- (2) 各地域クラブ活動に参加できる対象生徒に関する検討
 - ・各地区の地域クラブ活動に参加できる生徒の範囲に関する検討 等
- (3) 適正な参加費（受益者負担額）に関する検証
 - ・適正な参加費に関する検証の実施 ・補助金支給の必要性に関する検討 等
- (4) 各スポーツ及び文化芸術団体を統括する団体の条件等に関する検討
 - ・統括団体の条件及び募集に向けた方法等に関する検討
 - ・指導者の条件に関する検討（教職員の兼職・兼業の可否・公認指導者資格の必要性の有無 等）
 - ・保険への加入や収支報告の義務付け等実施の検討 等
- (5) 地域クラブ活動の活動場所に関する検討
 - ・活用できる地域資源の調査
 - ・休日の学校施設の使用に関するルール作り 等

積極的なモデル事業の実施による効果検証
 ・先進地視察等による研究
 ・上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会における協議
 等により、令和五年度から七年度までの三年間で解決を図る。

地域クラブ活動モデル事業の実施について（案）

令和5年5月

1 実施の趣旨

「上尾市における地域クラブ活動実施の基本構想（案）」の実現に向けて、モデル事業の実施を通して、検討事項に係る実践的な検証を行い、課題を整理するとともに、その解決に向けた方策を構築するために実施する。

2 事業の実施により検証を行いたい事項

- (1) 地域クラブ活動の指導者による指導に対して、生徒はどのような感想をもつのか。
- (2) 教員の働き方の改善につながるのか。
- (3) 学校部活動（平日）と地域クラブ活動（休日）の連携はどのように行うのがよいか。
- (4) 地域クラブ活動を運営する際、生徒から参加費をいくら徴収すればよいか。
- (5) モデル事業をマネジメントする際、どのような負担が生じるのか。
- (6) 教員が兼職・兼業をして、地域クラブ活動での指導に従事することは可能か。 等

3 事業内容（案）

(1) 埼玉上尾メディックスバレーボールチームとの連携

※県スポーツ振興課モデル事業への参加

→ 埼玉上尾メディックスバレーボールチームから要請をいただければ、参加可能。

（県モデル事業に参加できれば、補助金を活用した事業の実施が可能）

- ・複数の市内中学校におけるバレーボール部に対し、埼玉上尾メディックスバレーボールチームから指導者を派遣する。
- ・休日の部活動は、地域クラブ活動として実施し、教員は運営・指導に関わらない。（会場の開錠・施錠等も含む）
- ・参加費を徴収する。

(2) 総合型地域SC、市スポーツ協会、競技連盟、文化芸術団体等との連携

- ・関係団体等からの指導者の派遣、または自団体の活動への対象生徒を参加させる。
- ・休日の部活動は、地域クラブ活動として実施し、教員は運営・指導に関わらない。
- ・参加費を徴収する。

4 その他

- (1) 各モデル事業については、令和5年9月以降に順次開始する。
- (2) 各モデル事業について、原則年度内での終了とするが、持続可能且つ継続的に高い効果を生み出せると判断できる場合は、新たな効果検証も行いつつ、次年度以降の継続も検討する。

令和5年度 事業計画について（案）

※令和5年5月現在

令和5年5月

（1）目 標

◎上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針の策定

＜上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会において＞

- 素案についての協議・検討・・・第2回
- 素案についての意見聴取の方法等についての協議・・・第2回
- 案についての協議・検討・・・第3回

＜策定に向けて＞

- 素案についての各種意見聴取の実施
- 案についての教育委員会定例会での決議（→《令和6年度》基本計画及び実施計画の策定）

（2）主な内容

①アッピ一部活動コーチ（ABC）等活用による効果検証

★年間 ※アッピ一部活動サポーター（ABS）事業も併行実施

- ・各学校に1名配置（予定） ※令和5年5月現在・・・9名配置済み
- ・効果検証アンケート等を実施 → 令和6年度増員へ

②上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会の実施

★5・9・1月（計3回）実施予定

- ・上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（案）の作成
- ・各種モデル事業の成果及び課題、各種アンケート調査等を踏まえた協議
- ・地域クラブ活動の運営母体や実施主体に係る条件等に関する協議
- ・基本方針に基づく基本計画（案）及び実施計画（案）の作成

【部活動地域移行調整会議】

★5・7・8・10・11・1・2月（計7回）実施予定

- ・教育委員会事務局関係課で構成（スポーツ振興課・生涯学習課・学務課・指導課）
- ・上尾市立中学校部活動地域推進協議会の協議結果を踏まえた作業部会・役割分担 等

③各種モデル事業の推進・先進地視察

★9月以降

- ・埼玉上尾メディックス等との連携（★県モデル事業への参加）
- ・各総合型地域SC、市スポーツ協会、各競技連盟、各文化芸術団体等との連携
- ・先進地視察（戸田市・白岡市 等）

④上尾市立中学校長会、上尾市中学校体育連盟等との連携

★随時

- ・素案についての各種意見聴取の実施
- ・学校部活動の地域移行に向けた各種取組に関する協議

⑤地域クラブ活動への移行に向けた啓発、地域の指導者（団体）確保に向けた交渉 等

★随時 ★基本方針（案）の作成と並行して

- ・保護者及び地域に向けた啓発活動の実施
- ・各スポーツ及び文化芸術団体における指導者等を対象とした講演会、説明会等の実施
- ・地域の指導者（団体）確保に向けた各種調査等の実施
- ・関係団体等への情報共有

⑥各種調査の実施

★必要に応じて

- ・兼職・兼業を希望する教員数調査の実施 等

⑦令和6年度予算要求

★9月以降

- ・上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針及び上尾市立中学校部活動地域推進協議会の協議結果等を踏まえた要求の実施

(3) スケジュール

月	内 容
令和5年 4月	○アッピー部活動コーチ派遣開始 ○令和5年度計画に関する共通理解
5月	○第1回部活動地域移行調整会議 ○上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員委嘱・任命式及び第1回協議会
6月	○各種モデル事業実施に向けた調整
7月	○第2回部活動地域移行調整会議
8月	○第3回部活動地域移行調整会議 ○各種モデル事業実施に向けた調整 ○先進地視察
9月	○第2回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ・上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）についての協議 等 ○各種モデル事業の実施（開始） ★予算要求
10月	○第4回部活動地域移行調整会議 ○各種モデル事業の実施 ○上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）に関する意見聴取
11月	○第5回部活動地域移行調整会議 ○各種モデル事業の実施 ○上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）に関する意見聴取
12月	○各種モデル事業の効果の検証 ○上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）に関する意見聴取 ○令和6年度アッピー部活動コーチ配置希望調査 ○令和6年度アッピー部活動コーチ募集開始
令和6年 1月	○第6回部活動地域移行調整会議 ○第3回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ・上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（案）についての協議 等
2月	○第7回部活動地域移行調整会議 ○教育委員会定例会における上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（案）についての決議 ○令和6年度アッピー部活動コーチ面接・採用 ○令和6年度アッピー部活動サポーター配置希望調査
3月	○令和6年度アッピー部活動コーチ及びアッピー部活動サポーター配置決定

参考資料①

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例をここに公布する。

令和5年3月24日

上尾市長 島山 稔

上尾市条例第2号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第1条 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進するため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「部活動の地域移行」とは、上尾市立の中学校(以下単に「学校」という。)における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2の部活動指導員をいう。)その他の学

校関係者

(5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の4の次に次の1号を加える。

(27)の5 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員

別表第1の27の4の項の次に次のように加える。

27 の5	上尾市立中学校部活動地域移行推進 協議会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

＜特集＞ 部活動の現状とこれからの学校部活動について ～「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行」へ向けて～

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

一方で、深刻な少子化が進行しており、学校部活動を今までと同様の体制で運営することは難しくなってきた。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

令和4年6月と8月にはスポーツ庁と文化庁に設置された有識者会議が、地域移行に取り組むための具体的方策を提言した。これらを受け、令和4年12月27日には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について通知され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むよう示された。

ここでは、学校部活動の意義や変遷、新たに示されたガイドラインについて紹介していく。

1 学習指導要領における部活動の扱いの変遷と位置付け

部活動は昭和52年の中学校学習指導要領の改訂において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」とされ、適切に実施できるよう配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

「学習指導要領における教科外活動の扱いの変遷」

	教育課程内	教育課程外
1977 (昭和52年)	必修クラブ活動	部活動 (選択)
1989 (平成元年)	(必修クラブ活動)	一部活動：部活動代替措置
1998 (平成10年)	(廃止)	部活動 (選択)
2008 (平成20年)	(廃止)	部活動 (教育課程との関連)
2017 (平成29年)	(廃止)	部活動 (教育課程との関連)

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から、部活動の意義や留意すべき事項が以下の通り初めて設けられた。

そして、平成29年の改訂においては、平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記された。

◎部活動の意義と留意点

中学校学習指導要領総則(第1章第5の1のウ)より

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 埼玉県の一部活動の現状

部活動における実施状況調査集計結果の推移(R1~R4)

		R4(6月)		R1(6月)		R4(6月)		R1(6月)	
		中学校 *1		高等学校 (全日制) *2		高等学校 (定時制通信制) *3			
学校数		356校	355校	136校	136校	26校	26校		
部活動数	運動部	3,724部	3,791部	2,038部	2,050部	136部	159部		
	文化部	1,209部	1,195部	1,807部	1,861部	106部	115部		
活動方針の公表		356校 (100%)	355校 (100%)	136校 (100%)	136校 (100%)	24校 *4 (100%)	25校 *4 (100%)		
1日当たりの 平均活動時間	平日	1時間48分	1時間51分	1時間50分	1時間54分	1時間09分	1時間06分		
	休業日	2時間48分	3時間01分	2時間30分	2時間41分	2時間11分	1時間09分		

*1 さいたま市を除く市町村立中学校(義務教育学校含む)及び県立伊奈学園中学校

*2 県立高等学校及びさいたま市を除く市立高等学校(川口、川越)

*3 県立大宮中央高等学校は、課程毎に1校とする。

*4 活動方針の公表は、部活動を設置している学校を対象とする。

○ 特別支援学校を除く。

令和4年6月に実施した部活動実施状況調査と令和元年6月に実施した部活動実施状況調査の結果の比較を一部抜粋したものである。

調査開始の令和元年度から部活動数を比較すると、中学校の文化部以外はすべて減少している傾向がある。

1日当たりの平均活動時間は校種によって増加しているところと減少しているところはあるが、全ての校種で、概ね埼玉県の活動方針に沿った活動が行われている状況である。

3 学校部活動の地域移行へ向けて

(1) 学校部活動の地域移行への展開

(1) 学校部活動の地域移行への展開

現状と課題

- 中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。
(生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減)
→1部活動当たりの部員数が減少し、部活動が成立しにくくなっている。
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりしている。
→教師にとって大きな業務負担となっている。
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。



地域移行が目指すこと

- これまで学校教育の一環として行われてきた部活動を、学校単位から地域単位の取組とすることを視野に入れ、「学校と地域が協働・融合」した部活動を行う。



期待できる効果

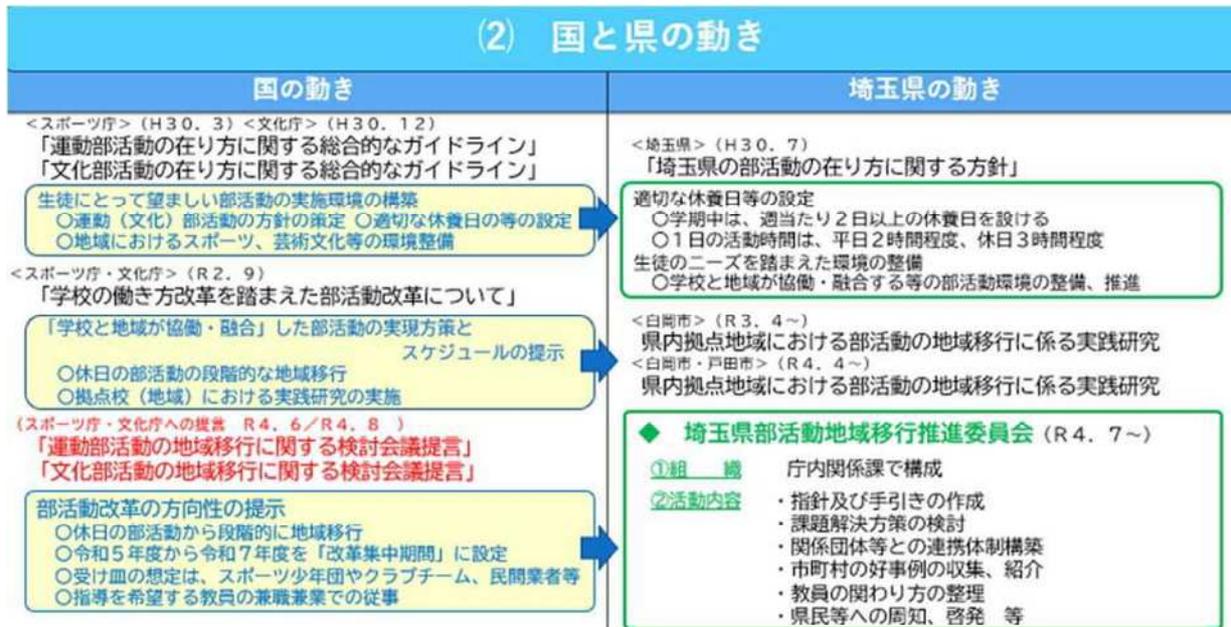
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境等を一体的に整備することで、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保できる。
- 地域で複数の活動を提供することで、子供たちの多様な体験機会が確保できる。
- 部活動を地域に移行することで、学校の働き方改革が推進され、学校教育の質が向上する。

現在、深刻な少子化により1部活動当たりの部員数が減少し、部活動が成立しなくなっていたり、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたり、教師にとって大きな業務負担になっているといった現状や課題がある。また、地域スポーツの観点からも、スポーツ団体や指導者等と学校との連携、協働が十分でないといった課題もある。

こうした状況のなか、学校部活動の地域移行を目指すことは、これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を、学校単位から地域単位の取組とすることを視野に入れ、「学校と地域が協働・融合」した部活動を行うことである。

地域移行することで、少子化の中でも、子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会が確保されたり、子供たちの多様な体験機会が確保されたり、生徒の多様なニーズに対応した体験機会が確保できたりする。また、顧問の負担を減らすことで学校の働き方改革が推進され、学校教育の質が向上する効果が期待されている。

(2) 学校部活動の地域移行へ向けた国や県の動向



学校部活動の地域移行へ向けての国と県の動向である。

まず国が、平成30年に生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築を目指し「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がそれぞれ発出した。内容については資料に示されている通りである。

こうした状況のなか、令和2年9月「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策とスケジュールが提示され、休日の部活動の段階的な地域移行についてや、拠点校や拠点地域における実践研究の実施などについてまとめられた。

そして、休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「部活動の地域移行に関する検討会議」が設置され、多様な観点から集中的に検討が行われた。その検討会議の内容を提言としてまとめスポーツ庁、文化庁へそれぞれ提出された。

提言では改革の方向性が示され、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことや、地域移行を進めていく上での様々な現状と課題、求められる対応等がまとめられた提言となっている。

一方、県の動きは、国の部活動に関する総合的なガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。主な内容は学期中は週当たり2日以上の休養日を設けることや、1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度とするなど適切な休養日の設定や、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備の推進等が示されている。

また、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示されている拠点地域における実践研究として、令和3年度は白岡市、令和4年度は白岡市と戸田市で地域移行に係る実践研究を行っている。

さらにスポーツ庁、文化庁への提言が提出されたことを受け、部活動の地域移行を着実に推進していくために「埼玉県部活動地域移行推進委員会」を立ち上げ、指針及び手引きの作成や課題解決策の検討、県民への周知、啓発等も行っている。

(3) 部活動の地域移行へ向けた埼玉県の取組

<p>◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会 (R4. 7~)</p> <p>①組織 庁内関係課で構成</p> <p>②活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針及び手引きの作成 ・課題解決策の検討 ・関係団体等との連携体制構築 ・市町村の好事例の収集、紹介 ・教員の関わり方の整理 ・県民等への周知、啓発 等 	<p>◆ 埼玉県部活動地域移行推進委員会の具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ①埼玉県版指針の作成 ②拠点地域による実践研究 (令和3年度・4年度) (令和3年度:白岡市 4年度:白岡市, 戸田市) ③市町村教育委員会に対するアンケート調査 ④周知・啓発用リーフレット作成 等
--	---

◆ 拠点地域による実践研究の取組 (令和3年度:白岡市 令和4年度:白岡市, 戸田市)

拠点地域による実践研究の概要 (令和3年度)

① 実践研究の考え方

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や活動場所の確保、費用負担等の課題を解決するため、拠点地域を設け実践研究を実施する。

② 白岡市の事業概要

<p>事業実施の背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAを中心とした地域の学校(部活動)への興味関心が強く、協力体制を築いていた。 ・総合型地域スポーツクラブや競技団体を中心とした地域スポーツが盛んであった。 ・教員の働き方改革が早急に解決すべき課題であった。
<p>期間</p>	<p>令和3年11月~</p>
<p>対象</p>	<p>市内4中学校の八つの運動部活動において土日を中心とした地域部活動を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・篠津中学校(剣道、男子ソフトテニス、野球) ・善義中学校(男子バスケットボール) ・南中学校(野球、女子ソフトテニス、女子バレーボール) ・白岡中学校(女子ソフトテニス)
<p>運営体制</p>	<p>管理団体「ASC(アスク)(※)」へ業務を委託 (※ 各中学校のPTAのOBを中心に発足した任意団体)</p>
<p>参加者数</p>	<p>市内全体指導者数16人 市内全体参加生徒数195人</p>



【成果と課題】(※「令和3年度地域部活動推進事業における成果報告書」より一部抜粋)

○成果…小学校の児童や保護者、教職員に向けて周知しており、理解を得ることにより、本格的に実施した際にスムーズな移行が期待できる。

▲課題…地域移行に対する考え方が、それぞれの立場で違うということ。一つの方向に向けて共通理解のもと進めることが最も重要であると感じる。

拠点地域による実践研究の概要（令和4年度）

令和4年度	白岡市（4校）	戸田市（1校）
部活動種目	○2校5種目9部活 卓球、ソフトテニス、ソフトボール、陸上、バスケ ○市内合同部活動：剣道、ダンス、吹奏楽、プログラミング	陸上、剣道
移行のタイプ	・各校各部活動へ指導者派遣 ・市内合同部活動に指導者派遣	市内一つの中学校へ指導者派遣
実施主体	民間事業者に市が委託	民間事業者に市が委託
指導者確保	市の人材バンク + 民間事業者の人材バンク 1部活当たり指導者1名	民間事業者の人材バンク 1部活当たり担当者3名 指導は2名体制で
施設・設備	各学校の施設 市の施設	中学校の施設
会費	市が負担（国からの研究費含む）	市が負担（国からの研究費含む）
保険	スポーツ安全保険（吹奏楽部等文化部も含む）	民間企業の提携会社
兼職兼業	無し	無し ただし開始当初の数回、顧問参加

白岡市、戸田市ともに実施主体として民間事業者に委託をしている。地域移行へ向けての学校や保護者への説明会、指導者の派遣等、教育委員会と連携を図りながら実施している。

指導者は民間事業者の人材バンクから主に任用しているが、元々、市の外部指導者として任用されていた方を民間事業者の人材バンクに改めて登録し、継続的に指導している方もいる。

活動場所は基本的にはそれぞれの学校施設を利用しているが、白岡市の合同部活動では一部、市の施設を利用している。

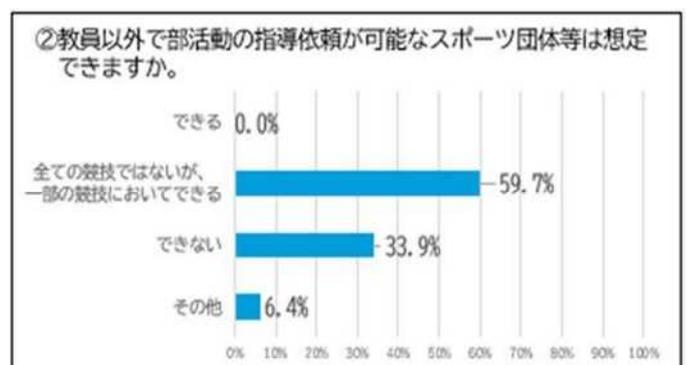
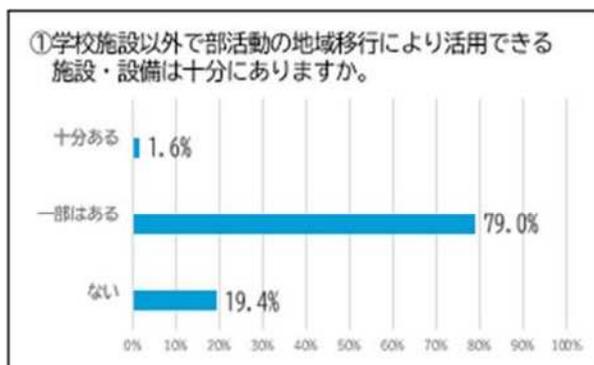
会費や保険料は受益者負担が基本となるが、白岡市、戸田市ともに令和4年度は市が負担している。

◆市町村教育委員会に対するアンケート調査より

○調査対象 市町村教育委員会（さいたま市を除く62市町村）

○調査期間 令和4年7月25日～令和4年8月10日

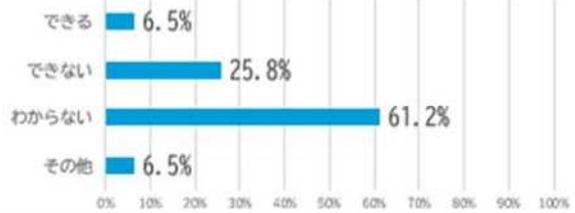
○調査結果



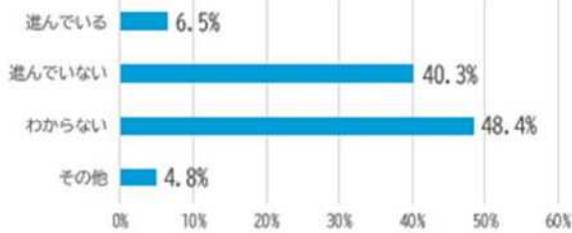
③指導可能なスポーツ団体はどのような団体ですか。

- ・スポーツ協会 ・スポーツクラブ
- ・スポーツ少年団 ・総合型地域スポーツクラブ
- ・民間企業 ・NPO法人
- ・市町村〇〇連盟 ・大学

④地域移行に協力的でマネジメントができる人材又は組織は想定できますか。



⑤生徒や保護者の「部活動の地域移行」に対する認知は進んでいると思いますか。



⑥地域移行に向けて連携を依頼している、または依頼しようとしている課、団体等がありますか。

- ・生涯学習スポーツ課 ・市町村スポーツ協会
- ・文化振興課 ・教育関係課
- ・市町村財政関係課
- ・市町村スポーツ（体育）協会
- ・市町村スポーツ推進委員会
- ・市街地整備課 ・校長会
- ・スポーツ少年団
- ・民間企業（民間スポーツ団体含む）
- ・クラブチーム ・特定非営利法人 等

⑦令和8年度での部活動の地域移行がどの程度進んでいることを見込めますか。



⑧市町村の地域移行開始予定年度

年度	R4	R5	R6	R7	R8
市町村数	2	3	9	36	7

⑨自由意見（抜粋）

- ・事業実施に対する予算がない
- ・運営できる団体がいない
- ・3年で移行することは難しい
- ・保護者の理解が得られにくい
- ・移行できる競技とできない競技がある

アンケート結果から見てきた市町村の課題

- ・会場、施設・設備の確保
- ・指導者及び実施団体の確保
- ・生徒、保護者、学校、地域等へ周知、啓発
- ・関係団体等との連携
- ・移行に向けてスケジュールが厳しい

県の対応

- ・関係団体等と連携（指導者や実施主体の拡充）
- ・市町村への情報提供
- ・県民への周知、啓発
- ・教員の関わり方の整理
- ・国への働き掛け

◆周知・啓発用リーフレット（案）の作成 等

休日の中学校部活動の地域移行とは？地域クラブ活動への段階的移行

どうして休日の中学校の部活動を『地域移行』するの？
少子化等の影響により、将来的に存続が困難になる学校部活動に代わって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため

【地域に移行することにより】
○やりたい活動の種類が増える ○自分で活動を選択できる
○地域で、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実施できる

生徒の活動パターンの例は？
Aさん 平日の学校部活動：野球部 休日の地域クラブ：野球
Bさん 平日の学校部活動：吹奏楽部 休日の地域クラブ：テニス
Cさん 平日の学校部活動：入らない 休日の地域クラブ：水泳
Dさん 平日の学校部活動：バスケット 休日の地域クラブ：入らない
Eさん 平日、休日とも入らない

休日の『地域クラブ活動』とは？
生徒の活動する機会の確保を目的とし、総合型地域スポーツクラブや民間事業者などの地域の団体等が実施主体・指導者となって活動するクラブのこと

地域クラブ活動への『段階的移行』とは？
○地域の事情に合わせて準備ができた地域、曜日等から順次移行すること
○各町/年次末を目途に、地域の事情に合わせて、休日の部活動を地域に移行すること

地域クラブ活動は誰が実施・指導するの？
総合型地域スポーツクラブ 市町村体育協会、スポーツ少年団 クラブチーム 民間事業者、プロスポーツチーム 大学 フィットネスジム 等々 地域の組織、団体

地域クラブ活動のメリット
・自分の目的やペースに合った活動を選択できる
・様々なスポーツ・文化芸術活動を体験することができる
・地域の様々な年代の人と関わることができる
・生涯を通じた運動習慣づくりの促進をすることができる

県民への周知・啓発のため、休日の中学校部活動の地域移行について、誰もがわかりやすく、理解しやすいリーフレットを作成中である。

その他にもホームページを開設し、埼玉県内の取組や国の情報や他県の好事例の紹介、指導者の紹介等も行っていく予定である。

※周知・啓発用リーフレット（案）

(4) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインについて

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定され、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、国の考え方を示した。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">Ⅰ 学校部活動</div> <p>教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上の日休みの設定(平日1日、週末1日) ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める 	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</div> <p>新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">Ⅱ 新たな地域クラブ活動</div> <p>学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する場合の負担軽減・円滑な利用促進 ・困窮家庭への支援 	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px;">Ⅳ 大会等の在り方の見直し</div> <p>学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し(開催回数削減の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

■ ガイドラインの構成

- ・ スポーツ活動(運動部)、文化芸術活動(文化部)を統合
- ・ 適正な学校部活動の在り方、地域移行(新たな地域クラブ活動)に向けた考え方により構成

■ 部活動の整理

- ・ 学校における部活動と地域におけるクラブ活動を明確に切り分け

「学校部活動」 ↔ 「地域クラブ活動」

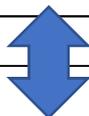
■ ガイドラインの趣旨 (学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインより抜粋)

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

◎学校部活動と地域クラブ活動の位置づけ

■学校部活動とは…

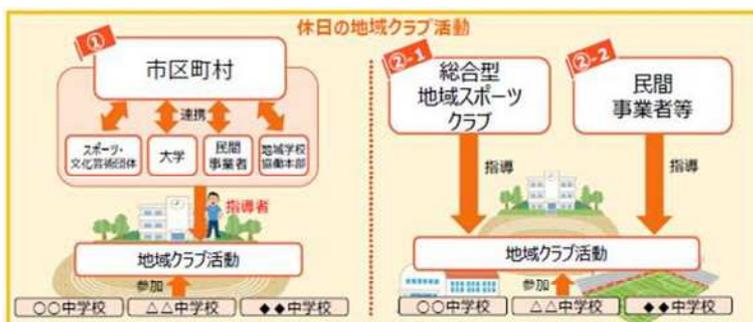
- ・学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものである。



■地域クラブ活動とは…

- ・地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである

◎学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行のイメージ図



■主な参考資料

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月27日）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月8日）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_oripara-000023182_2.pdf

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiik_i_ikou/pdf/93755101_02.pdf

上尾市における令和4年度の実績

(1) スケジュール

月	内 容
令和4年 5月	○情報収集 ・県内市町村教育委員会との連携／情報共有 等
6月	○令和4年度計画の立案
7月 8月	○教員アンケート「上尾市立中学校部活動の在り方についてのアンケート調査」の実施 ・教員の部活動に対する意識調査 ・兼職兼業を希望する教員数の調査 等
9月	★予算要求 ・部活動指導員「アッピー部活動コーチ」11名の配置 ・外部指導者「アッピー部活動サポーター」45名の配置 ・上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会設置 ○上尾市立中学校部活動指導員へのアンケート「『部活動の単独指導・練習試合等での単独引率が可能な部活動指導員』導入に向けた意向等調査」の実施 ○埼玉県教育委員会主催「中学校運動部活動の地域移行に関する市町村指導主事会議」参加
10月	○第1回部活動地域移行調整会議 ○第1回部活動地域移行検討会議 ○関係スポーツ団体・文化芸術団体等との情報共有・連携（スポーツ振興課・生涯学習課）
11月	○第2回部活動地域移行調整会議 ○第2回部活動地域移行検討会議
12月	○校長研究協議会における意見聴取 ・改革集中期間における部活動の方針（案）について ・本市における地域クラブ活動実施の構想（案）について 等 ○第3回部活動地域移行調整会議 ○第3回部活動地域移行検討会議 ○「アッピー部活動コーチ」の配置希望調査 ○白岡市「地域部活動フォーラム2022」参加
令和5年 1月	○さいたま市「中学部活動地域移行について考えるシンポジウム」参加 ○埼玉上尾メディックスとの連携によるテストケースの実施（1月～3月） ○校長会議における「上尾市立中学校に係る部活動の方針（令和5年3月改定）」についての共通理解 ○第4回部活動地域移行調整会議 ○児童生徒・保護者アンケート「将来の学校部活動に関するアンケート調査」の実施 ○「アッピー部活動コーチ」募集開始
2月	○第4回部活動地域移行検討会議 ○「アッピー部活動サポーター」の配置希望調査 ★「上尾市立中学校に係る部活動の方針（令和5年3月改定）」の作成
3月	★「上尾市立中学校に係る部活動の方針（令和5年3月改定）」通知 ★「学校部活動地域移行検討報告書」作成 ⇒ 教育委員会3月定例会で報告 ★上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定 ★上尾市立中学校部活動指導員設置要綱一部改正 →「上尾市立中学校アッピー部活動サポーター設置要綱」に改正 ○埼玉県教育委員会主催「令和4年度地域部活動推進事業に係る実践研究報告会及び研究会」参加 ○「上尾市における部活動地域移行モデル事業報告会」開催（埼玉県及び埼玉上尾メディックスとの共催による） ○「アッピー部活動コーチ」及び「アッピー部活動サポーター」配置決定

(2) 令和4年度の主な内容（概要）

①教員アンケート「上尾市立中学校部活動の在り方についてのアンケート調査」の実施

★7～8月実施

- ・校長会議（7月）で実施を周知
- ・全上尾市立中学校教職員を対象に実施
- ・兼職兼業を希望する教員数や現職中学校教員の部活動に対する意識等を調査

②上尾市立中学校部活動指導員（外部指導者）へのアンケート『部活動の単独指導・練習試合等での単独引率が可能な部活動指導員』導入に向けた意向等調査』の実施

★9月実施

- ・教員に代わる指導や大会引率等を担う「部活動指導員」への移行意向等を調査

③部活動地域移行調整会議の実施

★10月から計4回実施

- ・教育委員会事務局関係課で構成（スポーツ振興課・生涯学習課・学務課・指導課）
- ・部活動地域移行検討会議に向けた準備・作業
- ・庁内における役割分担 等

④部活動地域移行検討会議の実施

★10月から計4回実施

- ・部活動地域移行調整会議担当＋中学校体育連盟（会長・副会長）で構成
- ・移行に係る課題の整理
- ・「上尾市立中学校における休日の部活動地域移行についての方針」（案）についての協議

⑤関係団体等へのとの情報共有 ☆スポーツ振興課・生涯学習課が中心となって

- ・スポーツ、文化芸術関係団体との連携
- ・上尾市立中学校の部活動への協力が可能な団体の調査 等

⑥先進市視察

★令和4年12月17日（土）・・・白岡市「地域部活動フォーラム2022」参加

- ・令和3・4年度「スポーツ庁委託事業『地域運動部活動推進事業』」実証自治体の視察

⑦令和5年度予算要求

- ・現「上尾市立中学校部活動指導員（外部指導者）」は、45人の定員を維持する方向で予算要求
- ・新たに「教員に代わる指導や大会引率等を可能とした部活動指導員」を会計年度任用職員として11名配置するための予算要求
- ・令和5年度当初より、学識経験者、市内スポーツ団体及び文化芸術団体の長等を交えた「上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会」を設置するための予算要求

⑧埼玉上尾メディックスとの連携によるテストケースの実施

★1月から3月にかけて全9回実施

- ・埼玉県（県民生活部スポーツ振興課）及び埼玉上尾メディックスバレーボールチームとの共催
- ・テストケースとして、市内中学校1校（原市中）の男子バレーボール部の土日の活動において埼玉上尾メディックスバレーボールチームから指導者を派遣し、効果や運用上の課題等の検証を実施
- ・令和5年3月27日（月）に事業報告会を実施（県スポーツ総合センター）

⑨児童生徒・保護者アンケート「将来の学校部活動に関するアンケート調査」の実施

★1月実施

- ・校長会議（1月）で実施を周知
- ・全小学校の5・6年生児童及び全中学校の1・2年生生徒並びに保護者を対象
- ・地域クラブ活動発足時に係る児童生徒のニーズや受益者負担に係る課題等を把握

⑩関係団体等アンケートの実施

★2～3月実施 ☆スポーツ振興課・生涯学習課が中心となって

- ・スポーツ少年団、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等を対象
- ・地域クラブ活動の実施主体に成り得る団体等を調査

(3) 先進地視察

「白岡市地域部活動フォーラム2022」

1 期 日 令和4年12月17日(土)

2 場 所 白岡市役所 他

3 視察内容

(1) 開 会

●挨拶：白岡市長 藤井 栄一郎 様

- ・課題観を感じることも多いことだが、「子供たちへのメリット」は多い。
- ・ポジティブな要素が、地域クラブ活動には、たくさんあるものだと思っている。
- ・地域部活動という言葉が、「ガイドライン(案)」から消えた。
→ 今日の地域部活動フォーラムも「地域クラブ活動フォーラム」とする。

(2) 講 演

●演題：「部活動の地域移行を三步前へ」

●講師：日本教育実践研究所 所長 長沼 豊 様



【長沼所長による講演の様子】

(3) 事業説明・実践報告

●スポーツデータバンク株式会社 代表 石塚 大輔 様

(4) パネルディスカッション

●テーマ「子どもたちの視点で考えた部活動の地域移行の在り方について」

●コーディネーター

・白岡市地域部活動コーディネーター 委員長 古川 修 様

●パネリスト

・日本教育実践研究所 所長 長沼 豊 様

・埼玉県スポーツ協会 専務理事 久保 正美 様

・スポーツデータバンク株式会社 代表 石塚 大輔 様

・白岡市教育委員会 教育長 横松 伸二 様

(5) 現地視察(於：白岡市立南中学校・ハピス白岡)

ア 陸上競技・ソフトボール・ソフトテニス卓球・合同ダンス

※スポーツデータバンクが指導者を派遣

イ 合同プログラミング

※もともと白岡市と取引のあった業者から指導者を派遣



【合同ダンス】



【合同プログラミング】

(4) 埼玉上尾メディックスバレーボールチームとの連携によるテストケース

1 事業の概要

- (1) 主催 埼玉県 上尾市教育委員会 埼玉上尾メディックス
- (2) 形態 「地域のクラブ活動」のモデルケースとして実施する。
- (3) 対象 上尾市立原市中学校男子バレーボール部
- (4) 会場 上尾市立原市中学校体育館 他
- (5) 期間 令和5年1月～3月の週休日（全9回）
- (6) 費用 1人1,000円（全9回合計）傷害保険費用を含む。
※不足分は埼玉上尾メディックスが負担する。
- (7) 指導者 石原 昭久 氏（埼玉上尾メディックススカウト）

2 活動内容「埼玉上尾メディックスより」

<活動内容の詳細>

- 第1回 バレーボールを知ろう、楽しもう！・・・・・・読売新聞取材受け
（講師自己紹介とバレーボールのおもしろさ紹介）
- 第2回 基礎技術編（パス、レシーブ）・・・・・・市長・副市長・教育長視察
- 第3回 基礎技術編（スパイク）・練習試合・・・・・・市議会議員・議員（8名）視察
埼玉新聞取材受け
- 第4回 基礎技術編（ブロック）・高校生との合同練習
- 第5回 基礎技術編（サーブ）
- 第6回 トータル技術編（2回～5回を踏まえた実践）①
- 第7回 トータル技術編（2回～5回を踏まえた実践）②・・・・・・毎日新聞取材受け
テレビ埼玉取材受け
- 第8回 練習試合編①
- 第9回 練習試合編②

3 指導者略歴

石原 昭久(いしはら あきひさ)

- ・1966年2月10日生、埼玉県新座市出身
- ・関東高校（現・聖徳学園高校）→東海大学
- ・黄金期の日立のコーチから指導キャリアをスタートさせ、イトーヨーカドーコーチ、ペルーユースチーム監督を務めた後、イトーヨーカドー監督に就任、武富士に移行後も務める。
- ・その後、JTの監督に就任し2010/11Vリーグにてチームを初優勝に導く。
- ・2014年からは群馬銀行で監督を務め、退任後、2021年に地元にある埼玉上尾メディックスのスカウトとなる。



【活動の様子】

